	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【２０ｋＷ未満の太陽光発電設備を除く】（注２９）	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注３０）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに検査済証の写し、建物の登記事項証明書、工事計画（変更）届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注３１）		
	②印鑑証明書（注３１）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注３１）		
	④土地の取得を証する書類等（注３２）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注３３）		
	⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）（注３５）		
	⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３４）		
	⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注３６）		
	⑩発電設備の内容を証する書類（注３７）		
	⑪構造図（注２９）（注３０）（注３８）		
	⑫配線図（単線結線図）（注３８）（注３９）		
	⑬接続の同意を証す書類の写し		
	⑭事業実施体制図（注４０）		
	⑮関係法令手続状況報告書（注４１）		
	⑯森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４１）		
	⑰宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４１）		
	⑱砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注４１）		
	⑲地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４１）		
	⑳急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注４１）		
	㉑再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電設備のみ）（注４２）		
	㉒再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電設備のみ）（注４３）		
	㉓補助金確定通知書（注４４）		
	㉔発電設備の所在する都道府県内に小売供給の５割を供給する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの		
	㉕再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者の各		